

平成30年4月1日から弥富市、飛島村における煙火消費の許可申請の手続き窓口が海部南部消防組合消防本部に変更となります。

市村	変更前	変更後
弥富市	弥富市	海部南部消防組合消防本部
飛島村	尾張県民事務所 海部県民センター	海部南部消防組合消防本部

煙火消費に関する手続きについて

○下表の数量を超える場合は、煙火消費の許可申請が必要となります。

【許可を要しない煙火消費量（無許可消費）】

煙火の種類		数量
球状の打揚煙火	直径6cm以下	50個以下
	直径6cmを超え10cm以下	15個以下
	直径10cmを超え14cm以下	10個以下
仕掛煙火	200個以下の焰管	1台
スモーククラッカーを除く爆発音を出す筒物(筒物1個が火薬1g以下爆薬0.1g以下のもの)		300個以下
爆竹(爆竹1個が1本の火薬1g以下の爆薬0.1g以下の筒物30本以下で連結されているもの)		300個以下
競技用紙雷管		無制限

○申請手数料 1件につき 7,900円

○申請書類

火薬類消費許可申請書、消費計画書及びその他必要書類

なお、申請書は、消費予定日の30日前までに窓口へ提出してください。

○提出部数 2部（煙火消費場所が海域に係る場合は3部）

○提出窓口

海部南部消防組合消防本部 予防課危険物係

飛島村大宝五丁目182番地

0567-52-3112

※ 受付は、土、日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。また、郵送、メールでの受付は行っていません。